

商 品 名	ニュー福祉定期貯金													
ご 利 用 いた だ け る 方	●障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給者その他ゆうちょ銀行所定の方（ご利用いただける方を確認させていただくため、年金証書等をご提示いただきます。）													
預 入 期 間	●預入日から起算して1年													
預 入 金 額	●1,000円以上、1,000円単位													
預 入 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で預入ができます。													
預 入 限 度 額	●貯金のご利用限度額（1,300万円）内で、お一人さま300万円まで。													
払 戻 方 法	●預入期間の経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しができます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。													
利 率	●預入期間1年の定期貯金の約定利率＋ゆうちょ銀行所定の利率 ※預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。 ※預入期間が経過した後は、通常貯金の利率を目安とした利率を適用します。													
利 子 計 算	●1年を365日とする日割計算です。													
利 子 課 税	●20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※障がい者の方等は、利子を非課税とすることができます。													
預 入 期 間 内 払 戻 利 率	●次の利率を目安とした利率とします。ただし、預入日時点の通常貯金の利率を下回らないものとします。 <table border="1" data-bbox="379 779 1414 882"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>預入日時点の通常貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>(預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率＋ゆうちょ銀行所定の利率)×60%</td> </tr> </table> ※小数点第3位以下は切り捨てます。ただし、切り捨てた結果0%となる場合には、小数点第4位以下を切り捨てます。		6か月未満	預入日時点の通常貯金の利率	6か月以上1年未満	(預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率＋ゆうちょ銀行所定の利率)×60%								
6か月未満	預入日時点の通常貯金の利率													
6か月以上1年未満	(預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率＋ゆうちょ銀行所定の利率)×60%													
付 加 で き る 特 約 事 項	●預入期間が経過した場合に、自動的に、払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入する取扱い（満期振替預入の取扱い）がご利用いただけます。 ※預入期間が経過した後に、ニュー福祉定期貯金又は同じ預入期間の定期貯金に自動的に預入する取扱い（継続預入の取扱い及び再預入の取扱い）は行いません。													
そ の 他	●総合口座で管理する定期貯金（担保定期貯金）としての預入はできません。 ●残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき510円の手数料が必要となります。 ※手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ●非課税をご利用いただける方については、非課税をご利用いただける方であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 ●ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,300万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金（お一人さま1,000万円まで）を含みます。）までとなっています。 なお、財産形成定額貯金等は、これとは別枠でご利用いただけます。 ●この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子が保護されます。 ●この貯金には、ニュー福祉定期貯金規定その他関係規定が適用されます。 ●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。 <table border="1" data-bbox="386 1585 1414 1787"> <tr> <td colspan="2">ゆうちょコールセンター</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料をご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）</td> </tr> </table> ●ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="386 1818 1414 1930"> <tr> <td colspan="2">一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0570-017109 又は 03-5252-3772</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）</td> </tr> </table>		ゆうちょコールセンター		電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料をご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。	受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室		電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772	受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）
ゆうちょコールセンター														
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料をご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。													
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）													
一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室														
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772													
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）													

平成30年4月2日現在